

第4章 災 害 復 旧 計 画

第4章 災害復旧計画

本章は、被災した市民生活の早期回復と地域経済の復旧支援を図るために講ずる措置について定めたものである。

また、被災した公共施設等の復旧に必要な財源確保のため、国が財政の援助を行う法律およびその対象となる事業について示したものである。

第1節 市民生活安定のための支援

本節は、被災した市民の生活相談や職業の斡旋等生活再建に向けての援護対策や義援金の支給および援護資金の貸付、さらには中小企業者への融資制度等について定めたものである。

第1項 被災者生活再建支援制度

地震などにより生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。

市（保健福祉対策部）は問い合わせ等に対応する。

1. 支給金額

被災した世帯の構成等の条件によって、最高 300 万円の支援金が支給される。

2. 制度の対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

第2項 罹災証明書および罹災届出証明書の交付

- (1) 市（財務対策部、建築対策部）は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書および罹災届出証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市（財務対策部、建築対策部）は、市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その

他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書および罹災届出証明書を交付する。

- (3) 市（財務対策部、建築対策部）は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 市（財務対策部、建築対策部）は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (5) 市（消防部）は、火災に起因するり災証明書の交付に関する事務について、消防法による火災損害調査の結果に基づき行なう。

第3項 その他各種支援窓口の整備

市および函館市社会福祉協議会等の関係機関は、大規模な地震が発生するなど、多くの被災者が出たときは、罹災証明書の発行や各種手続き業務に混乱が生じないよう、手続きを行う窓口について、担当部局の役割を事前に明確にし、窓口業務の円滑な実施体制の整備を推進し、被災者の生活の早期回復と自力復興を1日も早く実現できる各種支援を行う。

メンタルヘルス対策
応急-5-5 (P81)

災害見舞金の支給および義援金、救援物資の受入れ・配分
応急-7-4 (P96)

支援の種類	市・関係機関	支援内容
生活相談・心のケア	市民対策部 保健福祉対策部 保健衛生対策部 建築対策部 教育対策部	専門相談員や専門ボランティアを配置し、住宅相談、保健・福祉・医療相談、教育相談等、被災者の生活全般に係わる不安や問題点の相談を受け付ける。
税等の徴収猶予および減免	各対策部	被災した市民の市税、国民健康保険料等の徴収猶予および減免の措置を行う。
職業の斡旋	公共職業安定所	災害により仕事を失った被災者に対して職業の斡旋を行う。
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉対策部	災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する（所得制限有）。また、身体に著しい障害を受けたものに対しては、災害障害見舞金を支給する。
災害義援金の支給		全国から寄せられた義援金を義援金配分基準に基づき支給する。
災害援護資金の貸付		災害救助法が適用された災害において、家財等に被害のあった者に対し災害援護資金の貸付を行う（所得制限有）。
生活福祉資金の貸付	函館市社会福祉協議会	災害救助法の適用にならないときは、低所得者を対象として生活福祉資金の貸付を行う。
災害見舞金の支給	保健福祉対策部	市民が災害によって被害を受けたときは、被災者または遺族に災害見舞金を支給する。

第4項 経済の復旧支援

市は、災害により被害を受けた中小企業者や、農林漁業従事者に対し、次の融資

制度を設けている。

種 類	担当部	概 要
中小企業への融資	経済対策部	設備資金、運転資金として災害対策緊急融資を行う。
農業等への融資	農林水産対策部	日本政策金融公庫などからの融資を行う。

第5項 地震保険の活用

地震保険は、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づき、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的として、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険する保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市（総務部）は、北海道や関連団体と連携、協力し、その制度の普及促進に努める。

第2節 災害復旧事業の推進

本節は、被災した都市の公共施設やライフライン等の基盤施設の復旧事業に係る激甚法やその他の法律による災害復旧事業について示すものである。

第1項 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生したときは、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として激甚法が制定されている。

国が激甚災害に指定した場合は、地方公共団体に対して特別の財政援助および助成措置が行われる。

激甚法による財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設の災害復旧事業と合併して行う政令で定める施設の新設または改良に関する事業
- (3) 公立学校の施設の災害復旧事業
- (4) 公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業
- (5) 生活保護法の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 幼保連携型認定こども園またはみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
- (8) 養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (9) 身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- (10) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (11) 婦人保護施設の災害復旧事業
- (12) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (13) 感染症予防事業
- (14) 特定私立幼稚園の災害復旧事業
- (15) 河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内の堆積土砂の排除事業
- (16) 河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域外の堆積土砂の排除事業
- (17) 湛水の排除事業

2. 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3. 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4. その他の特別の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 その他の法令による災害復旧事業

激甚法以外で法令に基づいて財政援助の対象となる事業の概要は、次のとおりである。

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市	堤防、護岸、水制、床止等
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等
	道路	国、道、市	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設または工作物等
	港湾	国、道、管理組合、市	水域施設(航路、泊地、船だまり)、外郭施設(防波堤、水門、堤防)、係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等
	漁港	国、道、市	水域施設、外かく施設、けい留施設、輸送施設
	下水道	道、市	公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園等	〃	都市公園および特定地区公園(カントリパーパーク)の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等
空港法	空港	国、道、市	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く)
農林水産業施設災害復旧事業 費用国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市、土地改良区等	農地
	農業用施設	道、市、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設
	林業用施設	道、市、組合	林地荒廃防止施設・林道
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路または着定基質)、漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
公営住宅法	公営住宅	道、市	公営住宅
生活保護法	保護施設	社福法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設
老人福祉法	老人福祉施設	社福法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法に基づき事業を実施する法人等	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所
	障害者支援施設	社福法人	障害者支援施設
児童福祉法	児童福祉施設	道、市、社福法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等
		社福法人、医療法人等	児童発達支援センター
		社福法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
	助産施設等	道、社福法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等
	児童厚生施設	社福法人等	児童厚生施設
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市、一部事務組合	- 被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） - 応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市	教員住宅、特定学校借上施設および校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等

適用法令	事業名	事業主体	対象および内容
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	道、市	都市計画法第18条、第19条または第22条の規定により決定された施設道路および土地区画整理事業により築造され道路(道路の附属物のうち、道路上のさくおよび駒止を含む。)で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門およびその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園および公共空地
	堆積土砂排除	市	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、または2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市(一部事務組合、広域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬および処分に係る事業ならびに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬および処分に係る事業等
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	下水道	市	公共下水道ならびに都市下水路の排水管および排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬しおよび処分する事業
	都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬しおよび処分する事業
	公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬しおよび処分する事業
	宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬しおよび処分する事業

第3節 災害復興事業

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、市民生活再建、経済復興等のすべての分野を対象とする。

特に、復興のためのまちづくりにおいては市民等との合意形成をはかりながら、国や北海道との連携、協力のもと、新たな付加価値を加えたまちの再構築を図る。

第1項 復興計画の策定

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害を受けた場合、市は必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）に基づき、政府が定める復興基本方針および北海道が定めることができる都道府県復興方針に即して復興計画を策定する。

第2項 復興計画の推進

被災者の生活再建支援や再度の災害の防止と施設の復旧等のほか、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮しながら、より安全で地域の振興に寄与するまちづくりを目指す。また、市は、復興計画の策定および推進のための必要な体制を整備するとともに、関係機関と十分協議し計画的な復興の推進に努める。